6次産業化を推進するための目指すべき将来像と取組み方針〔大阪府〕

制定日:平成27年 9月 4日 改正日:令和 3年 4月 1日

制定府県名 大阪府

国は農林水産業を成長産業とし、6次産業化を進める中で、その市場規模を令和2年度までに10兆円にすることを目標とし、消費者が購入する商品の開発・販売を念頭に6次産業化の取組を推進してきた。

令和2年度からは、6次産業化に取組む事業者の経営改善・発展を図るといった取組 みの質の向上に重点を置いており、具体的には、全国の都道府県単位で設置されている 6次産業化サポートセンターの役割を個別の課題について支援することから経営や組 織運営の改善方策(以下「経営改善戦略」という。)の策定・実行を支援することとし ている。

府は、従前より事業者が行う6次産業化の取組みへの補助や6次産業化に取組む人材を育成するための研修会等を実施しており、府内の6次産業化の推進に取り組んできた。また、府内で生産される一次産品やそれらを使用した加工食品について、「大阪産(もん)」の統一ロゴマークのもと積極的なPR活動を展開し、知名度・ブランド力の向上による消費拡大、それを通じた一次産業の活性化に向け取り組んでいる。

このような取組みを今後さらに推進し、府内の農林水産業を牽引するため、ここに府の6次産業化を推進するための目指すべき将来像と取組み方針を定め、府内の6次産業化を推進していく。

1 府域内の農林漁業及び6次産業化についての現状と課題

(1) 現狀

①農業

施設園芸をはじめとする集約的な農業生産が大きなウェイトを占めており、府民の食卓に新鮮で安全な農産物を提供している。都市立地の特徴を活かした軟弱野菜の生産においては、しゅんぎくが全国屈指の生産を誇るほか、ふき、こまつな、ぶどうなど全国上位の生産量をもつ品目もある。

また、大阪の食文化を支えてきた大阪独特の野菜「なにわの伝統野菜」(18品目)の 復活に取り組んでいる。

大消費地を背景に直売が盛んである。都市近郊の立地を生かした新鮮な農産物の販売が都市住民に評価され、個人直売所や朝市をはじめ、JAが運営する大型直売所、民間企業が運営する直売所の参入も増えている。

生産者の高齢化が進んでいて、後継者不足は深刻であるが、農外から新規参入を希望 する若手農業者は増加し、いちごやぶどうなどの生産を始め、またブルーベリーやスイ スチャードなどの新規品目の栽培、マルシェへの参画、地域の洋菓子店との連携など新たな動きが芽生えてきている。

②畜産業

都市化の進展や飼料の高騰に伴い、畜産環境が悪化し、飼養戸数、頭数は減少してきた。

しかし、現在は食品残さ等のエコフィードを利用した養豚や大阪ウメビーフ、オリジナルな地玉子生産などによる高付加価値化や、市場価格変動の影響を受けない直接販売が主軸となった経営が行われている。

③林業

府域の約3割を占める森林のうち約5割が人工林となっている。特に、南河内地域・ 泉州東部地区は人工林率が高く、河内林業地として古くからスギ、ヒノキの混交密植造 林により集約的な林業経営が行われている。

また、北摂地域や泉州地域では、農業経営にシイタケ等の特用林産物を取り入れた農業複合経営も行われている。

④水産業

大阪湾は古くから「茅渟(ちぬ)の海」と呼ばれ、魚介類が豊富でさまざまな漁業が営まれてきた。高度経済成長期以後は、沿岸域の開発により漁場環境が大きく変化し、漁獲量は減少したが、現在も、マイワシ、カタクチイワシ、カレイ類、スズキなど豊富な魚種が水揚げされている。

内水面漁業は、府の北部を流れる水無瀬川、芥川、安威川など8河川に漁業権が設定され、遊漁(釣り)が行われており、漁業協同組合では稚魚の放流や河川環境保全などを行っている。また、古くから河内、和泉地域を中心にため池を利用したカワチブナ、タモロコなどの淡水魚養殖が行われている。

漁業協同組合が中心となって、府内7箇所に朝市・青空市場を設置し、鮮魚販売を行っており、新鮮な魚介類を求める多くの府民が訪れている。

⑤6次産業化

都市近郊の立地を生かし、6次産業化の支援制度が創設される以前から、女性農業者 グループ等による地元農産物を活用した漬物、みそ、ジャム等が製造され、農業祭や朝 市などでの販売が行われてきた。

その後、6次産業化に関する窓口の設置や補助金の創設などで支援制度が整備される と、6次産業化は更に広がり、現在では農業者のみならず、漁業者や畜産業者による6 次産業化の取組も行われている。近年では個人で施設を導入し、自ら製造販売を行う者 や加工業者等への業務委託により加工品を製造する者が増えている。

また、2次・3次産業の事業者が主体となることが増えており、本府での6次産業化

では異業種との連携も盛んに行われている。

さらに、若手の農林漁業者による取組みも増えてきており、自家生産物を活用した加工品の販売を通じて飲食店等との取引がはじまり、生産物の販売が増加した事例もみられるなど、6次産業化を通じた農産物のブランド力強化にもつながっている。

この他、JAでの水なす漬等の加工品の製造・販売、自社牧場で飼育した牛を原料とした加工品の開発、水産物の直売所での惣菜の販売等も行われている。

都市近郊の立地を生かし、みかん狩り、ぶどう狩り、くり拾い、いも掘り、いちご狩りなど個人が開設する観光農園や、体験漁業、マス釣り園、市立の大規模農業公園などが開設され、農林漁業者が直接消費者に販売を行っている。

(2)課題

6次産業化とは、農林漁業者の所得の向上や雇用の確保等を目的とした地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すための事業である。

そのため、まず、農林漁業者自身が自らの生産規模や経営状況等を客観的に把握し、 自身が目指すイメージを明確にしておくことが不可欠であり、そのイメージに近づくた めの手段として6次産業化に取組む必要がある。

しかしながら、農林漁業者自身が経営状況等を客観的に把握し、自身の目指すイメージを明確にするには、経営に関する知識や加工の知識、販売のノウハウなどが必要であり、これらの知識等が十分でないことがある。

また、6次産業化に取組む際は、事業の方向性を明確にし、生産から販売に至るまでのバリューチェーンを構築し、消費者や市場のニーズを踏まえつつ、連携する事業者等のアイデア等も活かしながら、生産から加工・流通・販売のそれぞれの段階で付加価値を高めることが重要であるが、これらについても実行できていないことがある。

さらに、6次産業化の実現には、農林漁業者が多様な事業者と連携し、委託などにより専門業者に任せるべきところを見極めて、取組む必要がある。

本府には、外食事業者や食品加工事業者が多数集積しており、農林漁業者が多様な事業者と連携しやすい環境である。

また、これらの事業者の中には、地元農林水産物を活用した特徴ある商品開発の意向を持つ事業者もいるが、現在は産業連携のマッチングの機会が少なく、両者の連携は個別のつながりにとどまっている状況である。

この他、本府の農林漁業者は家族経営が中心であり、6次産業化の実現には資金面、 人材面の負担が大きく、慎重にならざるを得ないなどの課題があり、これらを解決して いくことが6次産業化の更なる発展に資すると考えられる。

- 2 1の現状と課題を踏まえた6次産業化の取組み方針
- (1) 6次産業化に取り組むための支援策の強化
- ・6次産業化の支援拠点となる「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」(以下、「サポートセンター」という。)を設置し、専門知識を持った企画推進員を配置する。

サポートセンターは、府各室課と連携し、農林漁業者からの相談にワンストップで対応 しつつ、農林漁業者が自ら作成し、実行していく経営改善戦略について、最適な専門家 (6次産業化プランナー)の派遣によりその作成、実行を支援していく。

また、事業の進行管理、事業実施後のフォローアップまできめ細かな対応を行う。 生産の基盤が十分でない農林漁業者は、まずその安定を図れるよう、府各室課との連携により支援する。

- ・若手、女性など取組み主体別にターゲットを設定した人材育成研修を開催し、食品衛生、法律等の知識や、資金計画を含めた事業実施体制の構築、商品の魅力発信等、6次産業化に取り組む上で必要となる知識を習得した農林漁業者を育成する。
- ・消費者ニーズに合致した魅力ある商品を開発するために、食料産業・6次産業化交付金等を活用して、消費者評価等を十分に実施した上での商品化を進める。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所などの研究機関の支援により、品質の高い加工品を製造するためのサポートを行う。

(2) 6次産業化を実施するための支援策の強化

- ・府各室課やサポートセンターが、農林漁業者と地域内の2次、3次事業者、市町村、 商工会議所等によるネットワークの構築を支援し、地域で6次産業化を進め、地域の活 性化につなげていく。
- ・大阪には大企業から中小企業まで多くの外食事業者や食品加工事業者が存在している。そのため、これらの事業者と農林漁業者とのマッチングを積極的に行い、両者の信頼・協力関係の構築を推進することで、本府の地の利を生かした生産振興、食品産業の活性化につなげる。
- ・国の地域食農連携プロジェクト推進事業を活用して、食と農に関する多様な関係者が 参画・協働して、新商品の開発など大阪産(もん)を活用した新たな食ビジネスを創出 する。

(3) 販路拡大に向けた支援策の強化

- ・直売所等既存の販路を積極的に活用するとともに、農林漁業者が量販店、百貨店やホテル等のバイヤー向け商談会に出展することを推進することで、商品の販路拡大につなげる。
- 3 今後(5年後程度)の6次産業化推進の成果目標(売上、6次産業化事業体数等)・経営改善戦略に基づき経営が改善された事業者数:0者(令和2年)→5者(令和7年)

- ・新たに販売を始める商品数:25個
- ・新たに6次産業化に取り組む事業体数:25事業体
- 4 地域の特性を生かして6次産業化に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発し、及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性
 - 別表のとおり
- 5 育成を図る6次産業化事業体の将来像

大消費地であり産業の集積する大阪で6次産業化を推進し、大阪産(もん)(一次産品)を活用したさらなる農林水産業を成長させるため、次の3つの将来像を目指す。

(1) 全国ブランド商品の創出と流通展開が可能な事業体

食品製造事業者との連携により、一次産品から加工品まで一体的なブランドでの商品製造を可能とした上で、全国流通も視野に取り組むことにより、大阪産(もん)(一次産品)の価値も向上させていく。

(2) 全国をリードする都市型農林水産業におけるモデル事業体

異業種間のネットワークを構築することにより、消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発を行い、都市近郊の立地を生かして、近隣の消費者、実需者へと販路を広げ、大阪産(もん)(一次産品)等の販路も拡大させていく。

(3) 地域の農林漁業者が市町村等と連携し、地域活性化を推進する事業体

JA、漁協、市町村等が連携し、組織的な6次産業化の取組みを進め、原材料の集約による量産化の実現、人材・資金・技術での課題が解消され、府内をはじめ全国展開できる商品開発体制を構築していく。また、地域での体験型・滞在型観光にまで広がり、観光客を誘致することで地域活性化に貢献していく。

- 6 事業実施主体が6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援するために行う施策
- ■都道府県の施策
- (1)国の食料産業・6次産業化交付金、6次産業化都道府県サポート事業補助金及び 消費者・食農連携深化対策事業補助金を活用した以下の①、②、③、④及び⑤の事業
- ①サポート事業

府が事業実施主体となり、6次産業化の窓口として大阪産(もん)6次産業化サポートセンターを設置する。

②支援体制整備事業

府が事業実施主体となり、(b)については、適切な事業者へ委託することにより実施する。

- (a) 6次産業化・地産地消推進協議会の開催
- (b) 人材育成研修会の開催

③推進支援事業

府は次の(a)から(e)に掲げる事業を行う農林漁業者等を補助金により支援する。

- (a) インバウンドを中心とする観光消費の促進
- ○地場産農林水産物等を活用した新たなメニューの開発等
- ○新たな加工・収穫等体験サービスの企画・開発
- ○インバウンド向け多言語標示板
- (b) 経済活動としての農福連携の発展
- ○障がい者の作業適正に応じた作業環境整備のための研修会の開催
- ○障がい者の作業マニュアルの作成
- ○障がい者が参加した商品開発・販路開拓の実施
 - (c) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ○業務用一次加工品等を製造・販売するための調査
- ○業務用一次加工品等の新商品開発
- (d) 新商品開発・販路開拓の実施
- ○新商品開発
- ○販路開拓の実施
- ○地場産農林水産物等の生産量、需要量等の調査及び分析
- ○介護食品(スマイルケア食)の 開発及び介護食品の配食サービス実証等普及のため の取組
- (e) 直売所の売上げ向上に向けた多様な取り組み
- ○運営体制強化を図るための検討会等の開催
- ○インバウンド等需要向けの新商品の開発等
- ○観光事業者等とのツアー等の企画及び販売額向上のための料理講習会等の実施
- ○効率的な集出荷システム構築するための実証

④施設整備事業

農林漁業者等の総合化事業計画及び農林漁業者等と中小企業者による農商工連携計画に基づく施設や機械整備

⑤大阪産(もん)食農連携プロジェクト推進事業

食と農に関する多様な関係者が参画・協働してプラットフォームを形成し、研修会や 戦略会議を開催し、それらに基づきプロジェクトを実施し、新商品開発など大阪産(も ん)を活用した新たなビジネスモデルを創出する。(a)~(c)については府が実施 主体となり、適切な事業者へ委託することにより実施する。なお、(d) については、 事業者が実施する。

- (a) プラットフォームの形成と研修会の開催
- (b) 戦略会議の開催
- (c) ローカルフードビジネスの支援
- (d) プロジェクトの実施に対する支援

(2) 大阪版認定農業者支援事業

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」の独自制度の一つである「大阪版認定農業者制度」を推進するため、安定的な農産物供給を行う農業者、大阪の地産地消に貢献する農業者、援農ボランティア組織などが共同利用する機械・施設の整備を支援する。

(3) 農と緑の総合事務所、家畜保健衛生所による支援

農と緑の総合事務所、家畜保健衛生所において、農業経営改善支援の一環として、サポートセンターと連携し、農業者が取り組む6次産業化の支援を行う。

■地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の施策

「大阪産(もん)」を使用した商品の開発・改良などを行う事業者等の取組みに対して、技術支援を行う。

7 国等の支援施策の活用方策

農林漁業者等の事業内容により国等が準備している以下の支援施策等を活用する。

(1) 6次産業化サポート事業

国は、次の事業を実施する民間団体等の事業実施主体へ補助することにより、6次産業化の全国的な推進に向け、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等の支援を行う。

①6次産業化中央サポートセンター事業

広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣、必要となる人材の育成研修会の開催等について支援を行う。

②外食・中食等における国産食材活用促進事業

外食・中食等における地場産食材の活用を促進するため、産地懇談会の開催、都 市部懇談会の開催、シンポジウムの開催及び食材に係る情報受発信体制の整備をし、 付加価値向上による外食・中食産業の活性化を図る。

(2)農林漁業成長産業化ファンド

株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、 農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施する。

- 8 戦略の効果検証及び見直し 協議会は、原則として毎年、戦略の効果検証及び見直しを行う。
- 9 1から8までに掲げるもののほか6次産業化を推進するために必要な事項 特になし

別表

農林水産物名	新商品の種類	加工技術等	販路開拓
展外水産(もん)(一次にはん)(一次には一次では、大産域のでは、大産産が、大大産産が、大大産産が、大大産産が、大大産産が、大大産産が、大大大のでは、大大大大のでは、大大大大のでは、大大大大のでは、大大大大大大のでは、では、大大大大大大大大大のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農を術択例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	東路開拓 直売に加え、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・